

平成21年守谷市議会第2回定例会会議録

平成21年6月 市政に関する一般質問

〔15番梅木伸治君登壇〕

15番（梅木伸治君）通告順位2番、梅木伸治でございます。まずは、初めに、今回、題名の方を脱税という一言で、今回は出させていただきますが、ちょっと過激ではないかというようなご意見もいただきましたので、税金についてというふうなことでご理解いただきたいなというふうに思います。また、きょうは傍聴者、結構来ています。高木議員に回るように一生懸命頑張りたいと思いますので、執行部の方も、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、初っぱな、個人事業税、固定資産税というところに触れるわけでございますが、事業税というのは、これは市税じゃなくて県税でございます。その部分は理解しているところでございますけれども、まず、この事業税、個人もありますし法人もでございます。この部分について、ちょっとご説明をいただければと思ひます。

議長（又未成人君）総務部次長横瀬博君。

総務部次長（横瀬博君）お答えさせていただきます。議員ご承知のとおり、個人事業税は県税となっております。個人事業税ですけれども、個人が事業を行う際に利用する道路などの公共施設や、各種の公共サービスに必要な経費の一部を負担していただくもので、県内に事務所または事業所があり、業種が1種から3種に分かれております。その事業を行っている個人が納付することになります。まず、第1種ですけれども、物品販売業、保険業、不動産賃貸業、駐車場、製造業、運送業、飲食業、旅館業等、37業種があります。第2種事業ですけれども、畜産業、水産業、薪炭製造業というのは、まき、炭の製造業です。その3種になっています。それから、第3種事業ということで、医業、お医者さんですね。歯科医業、薬剤師業、弁護士業、行政書士業、税理士業、公認会計士業、設計監督業者、理容業と30種の業種となっております。以上でございます。

議長（又未成人君）梅木伸治君。

15番（梅木伸治君）事業税でございますから、法人もある、個人もある、1種、2種ということでございましたが、特に私、気にしているところは、個人事業税の部分でございます。これは5棟または10室のアパートを貸している個人事業主、これは税金を払わなくてはならない。または、貸し付け面積が2、000平米以上ある個人の人ですよ。これも事業税を払わなくてはならない。10台以上の駐車場を貸している人でしょうか。これも、事業税を払わなくてはならない。こういう事業税に、これ、県税でございますから、私は市議会議員でございますので、余り、それ以上は触れませんが、知らない者が結構あるのかなというふうに、私、思われます。これは県会議員の先生または県の方でやってもらうとして、その知らないんだよという、その延長線上の中に、特に守谷市にかかわる固定資産

税、これについて、ちょっとお尋ねしたいと思います。特に事業に供する資産、これは先ほど言ったように、法人でもあり、個人でもあり、両方ともかかわることです。法人事業税、個人事業税の特に事業に供する資産、こちら辺について説明、また、現在の状況等のお話があれば、聞かせていただければと思います。

議長（又未成人君） 総務部次長横瀬博君。

総務部次長（横瀬博君） 償却資産ですけれども、償却資産とは土地及び家屋以外の事業用資産で、土地や家屋のような登記制度もないことから、所有者みずから申告いただく申告主義制度を採用しています。償却資産を所有する方は、毎年1月1日現在において所有している償却資産の内容を、1月31日までに市町村に申告することになっております。申告件数ですけれども、21年度につきましては、現在710件ほど申告されております。

議長（又未成人君） 梅木伸治君。

15番（梅木伸治君） 710件というのは、個人と法人、合わせて。事業に供するというのは、両方合わせて710ということですね。

議長（又未成人君） 総務部次長横瀬博君。

総務部次長（横瀬博君） そうです。

議長（又未成人君） 梅木伸治君。

15番（梅木伸治君） 30万円以上の財産については、固定資産税はかかっていくわけですよ。守谷の全部の中で30万円以上の財産、いわゆる事業に供する個人も法人も関するところで、710件というのは少ないんじゃないのかなと私は感じるんです。これはあくまでも自己申告ですから、節税をしたいなという思いのある方や、また、そういうものに気づきがない方がいるのかなというふうに思うところですが、ちょっと角度を変えて、この申告は標準課税が1.4%ということになっているところがございます。1.7%にしているところもあるようなんです。1、805の自治体のうち、158の自治体は標準課税を、標準税というんですか、これを超えているところもあるようなんです。この辺は、先般、話は投げてあるんですけれども、何か調査はされましたか。

議長（又未成人君） 総務部次長横瀬博君。

総務部次長（横瀬博君） 確かに、そういう自治体が158自治体を確認しております。ただ茨城県と千葉県、栃木県、埼玉県、群馬県においては、すべて1.4です。この1.7になった理由というのは、ちょっと直接確認していないので、合併したり、あとは都市計画税が、合併したことによって取っていないところと取ってあるところはあたりして、その0.3をプラスしたりしていることが考えられるのかなということで、これは実際に、そうかどうかは、まだ確認しておりません。

議長（又未成人君） 梅木伸治君。

15番(梅木伸治君) 守谷市において財政健全化計画とか、そういったもの出ていますよね。そんな中で、その後、ほかの議員さんも何か収納率ですか、に対しての対策とか出ているようでございますが、まず、そういうふうな税金がかかるんだよということが、まず、改めて告知するなり、やはりしていかなければ、法人はわかったとしても、個人の場合はわからないのかなと。こういうものは、広報とか、そういった何らか媒体を使って、やはりそういう時期においてはやるべきなのかなと。また、市町村によって標準課税が変わっていくというところにおいても、これは行政側としても、どうしてそういう状況なのかということ进行调查し、また、少しでも税収を上げるということは、まちの財産をふやすことですから、これはありがたいことなんで、潜っているものを表に出す。税金だと、何か取られたというような気持ちも、わからないでもないんですが、そういうことじゃなくて、払うべきものは払うんだよというふうな視点の中で、ぜひとも広報活動はしっかりやってほしいというふうに思います。その辺は、答えできますか。

議長(又未成人君) 総務部次長横瀬博君。

総務部次長(横瀬博君) 議員さんがおっしゃるとおり、申告主義なので、これらのPRをしっかりとやらないと、知らなかったという話も出てきても困りますので、本来、申告すべき義務がある人が申告しなければ、3万円以下の過料ということがあるんですけども、やはり今後とも、広報やホームページ等、また、チラシ等で周知したいと思っています。

議長(又未成人君) 梅木伸治君。

15番(梅木伸治君) ありがとうございます。やはり気づき、振り返りというものは必要ですから、こういう税金なんかも、知らないでいる場合があるかと思います。5年間さかのぼって取ることも可能なようでございますから、特に個人事業の先ほど申し上げました部分、特に注意していただきたいなというふうに思うところでございます。

さて、次、二つ目、守るべき生活道路というところでございます。これに関しても、この後、市川議員が事故が多いところはどこなんだというふうな質問が、これ、ちょっとかぶってしまって申しわけないんですが、守谷市において、ここの交差点、また、ここの道路は非常に危険であると、ここは改善をしなければいけないという認識のある箇所、もちろん何カ所もあるかと思いますが、何カ所か数点を上げて、また、それに対する今後の施策、どういふふうな対応をしていくんだということを、ここで質問したいと思います。

議長(又未成人君) 都市整備部長笠見吉代君。

都市整備部長(笠見吉代君) 守るべき生活道路ということで、よく市民の方々から、私の提案というような形の中で上げられている部分がございますので、その改善要望のあった箇所をご説明をさせていただきたいと思います。まず、1点目でございますけれども、通学路に関しまして、旧だいしんとう地区でございますけれども、そこから、八坂神社までの道路幅員が狭いということ、それと同じように守谷小学校に通うところでございますけれども、小林医院から守小までの区間、それから、市民交流プラザ近くのふれあい道路から薬師台に抜けます道路、それと、レストランニ科尔わきの道路で国道294号線から関東鉄道までの区間がございます。

それと、県道につきましては、坂町清水線と県道野田牛久線及び都市軸道路の交差点部分、こういうものが上げられております。それに対する対策、あるいは今後の方法ということでございますけれども、まず、先ほどの1点目のだいしんとうから八坂神社の交差点まででございますけれども、道路が狭いというようなことから、運転者に注意喚起するような学童注意であるとか、外側線等による誘導等を路面に表示していきたいというふうに考えております。さらに、手前側でございますけれども、幅員縮小部の案内看板も設置をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、小林医院から守谷小学校までの区間でございますけれども、既に学童注意の路面表示を実施しているところでございます。それから、3点目の市民交流プラザ近くのふれあい道路から薬師台二丁目に抜けます道路でございますけれども、歩車道分離をするために、道路の両端に帯状のカラー舗装をさせていただきまして、分離をしているところでございます。それから、レストランニ科尔わきの道路でございますけれども、拡幅改良工事の予定箇所になってございますけれども、地権者との、なかなか合意形成が得られないというような状況でございます。暫定的に交差点内に停車禁止というような表示を行いました。それと坂町清水線と県道野田牛久線等につきましては、交差点部のカラー舗装、それからポストコーンの設置、それから信号機の設置等を行ってございます。

また、あと、一般的にでございますけれども、道路に樹木等のはみ出し、そういうことで交通支障があたっと、こういうようなものも寄せられているところでございます。以上でございます。

議長（又未成人君）梅木伸治君。

15番（梅木伸治君）せっかく黒内小学校の子供たちに、何かリップサービスで、何か小学校の近くはやりますよぐらいの話が付随するのかなと思っていたんですが、守小中心のようでしたね。今回、都市計画マスタープラン見直しのための市民意向調査というのが、先般、議会の中で渡されました。その中で、交通安全対策、これ、98年度調査と今回の調査の様子を見ると、交通安全対策や幹線道路の整備、宅地前の生活道路の整備というところは、非常に点数は上がっていて、そこは評価できる部分なのかなというふうに思うところでございますが、ただ反面、交通安全対策の例えば1点だけをとれば、居住年数が1年未満、5年未満、10年未満というところでは、マイナスなんですね。すると、他市町村から来た場合、市内の中で比べたことじゃなくて、他市町村から来た場合、交通安全対策に若干出おけているのかなというふうに感じ、また、15年、20年以上たった方はプラスなんで、結局、行政側のそういうふうな日ごろの活動が評価されているのかなというふうに感じるところなんです。

ですから、時に今やっていることがすべてよしということじゃなくて、他市町村からの居住した方の、やはりほかの市町村と比べた意見というのは大切なのかなというふうに思いますし、自由記入意見というのがありました。この中では、計画的な土地利用と同等の数字で、道路交通整備、交通安全というところに意見が集約されているというふうなところなんです。先ほど市川議員は、交通事故多発ということが落としどころだと思んですが、私の場合はそこじゃなくて、今部長の方から話が出ました樹木が外に出てしまっって歩道が狭くなってしまっているというような場所があるんだと。これは、町内のある地区においては、こさわり。局長、こさわりでいいんだよね。こさわりというのがあって、結局、その地域の人たちが自分たちが少しずつ街路樹を切って、みんな。例えば独居老人とか、ひとり住まいの人は、なかなかやりにくい。それは町内会の人たちが、みんなが力を合わせてそういう

ものを切っていくんだという文化があるようなんです。

このマスタープランの見直しの調査の中で見てみると、まちづくりの参加協力について、約7割の人が、自分から進んで協力する、申し込まれれば協力するよというふうなご意見なんです。この辺の意見を、ぜひとも区長会議、この辺を通じて、その行政区というのかな。例えば愛宕とか、下町新田とか、そういうふうなところに投げて、いわゆる今、缶を拾ったり、ごみを拾ったりやっているような、ああいうのと同じように、やはりそういうふうな、こさわりみたいなものができればいいなと。いわゆる家の前、隣の家が植木がはみ出しているんだよというんで、一々行政が行って、その道路にはみ出した木を切っていいですか、悪いですか、財産に手をつけるんじゃないよなんて、そういうふうな話じゃなくて、生活道路を守るんだと。自分たちの、子供たちの道路もあるし、老人もある。そういう生活道路を守るんだということの中で、ぜひとも協働のまちづくりの枠の中に入るかと思います。区長会議の中に投げて、ぜひとも検討いただけるような方向性をとっていただきたいというふうに、最後、要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（又未成人君）生活経済部次長松丸美恵子君。

生活経済部次長（松丸美恵子君）お答えさせていただきます。今、議員さんおっしゃられましたとおり、やはりこさわりの話ですけれども、地域の方がみずから率先してやっていただけるということなら、大変ありがたいというふうに思います。市民協働推進課におきましては、自治会、それから市民活動団体、ボランティアの方々が、公園とか遊歩道の除草とか間伐、花壇の花植えとかの活動に対しまして、その作業に要した燃料代とか、飲み物代を助成しております。これは市が指導する市民協働ではなくて、地域の方がみずから率先して行う活動に対して助成するものでございます。自分たちの地域は自分たちで守るというのが考え方かなというふうに思いますけれども、地域の文化として、そのように自分たちのところは自分たちでこさわりするんだよとか、民家から出たところを皆さんでやるよというような考え方になっていただければ、すばらしいと思いますので、区長会議においても、うちの方で今ある助成事業については説明申し上げておりますけれども、引き続きこのようなお話をさせていただきたいというふうに、区長会議でお話させていただきたいというふうに思っております。

議長（又未成人君）梅木伸治君。

15番（梅木伸治君）ありがとうございます。区長会議、年何回かあるかと思います。区長側からの要望とか、クレームに近いものが随分あるのかなと思うんですが、やはりこちらからも、どうなんでしょうかという投げ話も、時には必要なのかなというふうに思いますので、これから、いつ区長会議になるかわかりませんが、これから、植栽生い茂ってきますので、そのときには、ぜひとも投げて、やっていただけるような方向性を見出してほしいなというふうに思います。以上で、私の質問の方を終了します。どうもありがとうございました。

議長（又未成人君）これで、梅木伸治君の一般質問を終わります。